

宿泊施設インバウンド対応支援事業 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」 交付要綱のポイント

事業概要

- ① 複数の宿泊事業者（5以上）が協議会（団体）を設立
- ② 協議会が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定し、国土交通大臣に当該計画の認定を申請
- ③ 国土交通大臣が有識者委員会の意見を聴いて計画を認定、補助金の交付を決定
- ④ 補助対象事業は、交付の決定後に実施し、平成29年12月末までに完了

<訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画>

協議会が現状を分析し、それらを踏まえた取組、目標（外客宿泊者数、平均稼働率）等を計画

<補助率>

1/3（上限額100万円/1事業者）

<フォローアップ>

下記事項を定期的に国土交通大臣に報告（2年間）

- ・ 団体：計画の実施状況（1年毎）
- ・ 宿泊事業者：外客宿泊者数、客室稼働率（毎月）

補助対象事業（例）

- ・ 館内共用部のWi-Fi整備
- ・ 館内共用部のトイレの洋式化
- ・ 自社サイトの多言語化
- ・ 館内共用部のテレビの国際放送設備の整備
- ・ 館内共用部の案内表示の多言語化
- ・ 館内共用部の段差解消 等

※ 客室部分の整備は今回の補助対象外

その他

過去に観光庁「宿泊施設インバウンド対応支援事業」の補助金の交付を受けた実績がある者は、今回の補助対象外

「宿泊施設インバウンド対応支援事業」（第4弾）の一次募集（6/28～7/31）に応募した協議会及び宿泊事業者は今回の二次募集への応募は不可